横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第413号)

平成17年10月6日

横浜市水道事業管理者 金 近 忠 彦 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に 基づく諮問について(答申)

平成17年1月26日水営旭第127号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「料金事務オンラインシステムのうち、お客様番号:51-○-○に係る、平成 14 年 12 月分から平成 16 年 9 月分までの調定情報照会画面」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

横浜市水道事業管理者が、「料金事務オンラインシステムのうち、お客様番号:51-〇-〇に係る、平成14年12月分から平成16年9月分までの調定情報照会画面」を一部開示とした決定のうち、調定金額を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「料金事務オンラインシステムのうち、お客様番号: 51-〇-〇に係る、平成14年12月分から平成16年9月分までの調定情報照会画面」 (以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市水道事業管理者(以下「実施機関」という。)が、平成16年10月19日付で行った 一部開示決定のうち、調定金額(以下「本件申立部分」という。)を非開示とした決定 (以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立部分については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月 横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当するため非開示 としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 本件申立文書について

上下水道使用量とその料金は、メーター点検に従事する職員が給水契約に基づき、 給水装置ごとに設置されているメーターの読取指針をオンライン端末機に入力する ことにより、ホストコンピューターに調定情報として記録・保存される。

本件申立文書である調定情報照会画面は、給水契約者ごとに、お客様番号・お客様名・給水設置場所・検針番号・月分・月数・検針日・調定年月日・使用水量・調定金額(上下水道合計金額)・調定記事・収納記事が記録されている画面で、これらの情報は調定履歴情報として3年間保存し、給水契約者本人からの使用水量や調定金額等の問い合わせの際に使用する。

(2) 非開示とした理由

本件申立部分については個人に関する情報であり、これだけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報(お客様名・お客様番号・給水装置場所)と照

合することにより、特定の個人が識別されることから条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした。

また、これら非開示とした情報は、本号ただし書イに規定する理由により公にすることが必要であると認められるまでの情報には該当しないものと考える。

(3) 異議申立人の主張に対する説明

- ア 異議申立人(以下「申立人」という。)は、自分が使用し支払をしている料金 や量については開示すべきであると主張するが、本件請求に係る建築物の場合は、 給水契約者が管理する一つの給水装置を申立人を含む複数の居住者で使用してい るため、実施機関では、総計使用水量の情報しか保有しておらず、事実上、申立 人のみに係る使用水量を計量していないため、申立人の使用水量及び料金の情報 は保有していない。
- イ 申立人は、個人情報の保有者が自ら情報の一部を開示しているため、「個人の情報として守られるべきもの」又は「情報の名義人が守りたい情報ではない」と 主張するが、何人からの請求であっても条例に基づき開示・非開示の判断をした。
- ウ 申立人は、開示請求の対象行政文書に係る情報は、「使用者及び支払者と名義 人に共有される情報」又は「使用者及び料金支払い者の保有情報」であると主張 するが、本件申立文書に記載されている情報は、給水契約者に関する情報である ため非開示とした。
- エ 申立人は、本件請求に係る建築物の使用状況について実施機関が現地調査を 行った趣旨について言及しているが、この現地調査は、本件開示請求以前に水 道料金についての申立人からの問い合わせを受けた際に、基本戸数制度の適用 の可否の判断のために行ったものである。基本戸数制度とは、共同住宅の場合 に一括計量・請求であっても戸数分の基本料金を認めた料金計算が適用され支 払料金が軽減されるというものである。給水契約者から申請があった場合には、 現地調査を行い適用の可否を決定している。本件請求に係る建築物については、 給水契約者から申請がないため、基本戸数制度は適用していない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、 次のように要約される。

(1) 異議申立てに係る処分において非開示とされた情報のうち上下水道の調定金額部分の開示を求める。

- (2) 今回開示を請求した水道料金と量は、それによって個人を識別し得るものでは到底ない。個人名称は確実に個人を識別し、お客様番号は個人を識別し得る可能性を含んでいるが、料金や量の数字でいかにして個人を識別し得るのか。開示請求の際には主張しなかったが、申立人は「健康・生活・財産を脅かされている」ので、条例第7条第2項第2号ただし書イでうたっているように、それを保護するためにも開示を希望する。
- (3) 今回の個人情報の保有者とされる者自身が、一事業者としての行動(賃貸者から賃借者への水道料金値上げ通達)を行った際に、自ら情報の一部を開示していることから、今回の情報は、「個人の情報として守られるべきもの」又は「情報の名義人が守りたい情報」ではないと考えられる。
- (4) 水道局は、本件請求が行われる以前に、必要が無いにもかかわらず、今回の個人情報が関わる建物の使用状況を公費を使い見聞に訪れており、この見聞が今回の決定に反映されないことは、公費の無駄遣いと言わざるを得ない。わざわざ確認したということは、確認事項を当然反映してくれるものと想像する。現状を知らないのならともかく、現状を知っていながら無視するのは、法律の精神に沿っていないとも受け取られるかもしれない。
- (5) 住居賃貸借契約を結んだ際に、契約時から6か月後に水道料金や水道量を見せる ことを約束してあるので、情報の名義人には情報を公開する意思があったと考えら れる。
- (6) 実施機関は、特定個人が識別されるため、使用水量と調定金額は非開示に該当すると主張するが、使用水量と調定金額の情報だけで個人を特定するのは大変な努力を要し、実際は無理である。栓番号、住所及び時期を特定して請求したから、多くの情報の中から開示すべき情報が特定できたものであり、市内には同量の使用水量及び同額の調定金額の情報を有する個人は多数存在すると考えられるから、使用水量と調定金額から個人を識別するのは無理である。

5 審査会の判断

(1) 水道事業及び下水道使用料徴収事務について

実施機関は給水契約者(市水道から給水を受けるため水道事業管理者に申込みを した者)に対して給水し、その対価として水道料金を徴収して水道事業を運営して いる。 また、下水道使用料の徴収等を水道事業管理者に委任する規則(昭和43年6月横 浜市規則第59号)に基づき、下水道使用料の徴収等を横浜市長から委任されている ため、実施機関は下水道使用料の徴収等も行っている。

(2) 本件申立部分について

本件申立部分は、本件申立文書である調定情報照会画面に記載されている情報のうち、非開示とされた部分のひとつである調定金額である。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。」については開示しないことができると規定している。

実施機関は、本件申立部分は給水契約者に関する情報であり、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されることから本号に該当するため非開示としたと主張しているが、異議申立書等を見分した結果、当審査会は、本件給水契約者は不動産貸付業を営む個人であり、本件申立部分は、本件給水契約者ではなく貸付不動産の居住者の利用に係るものであることを確認した。そのため、本件申立部分は事業を営む個人の当該事業に関する情報であると解する。本号は事業を営む個人の当該事業に関する情報を除くと規定していることから、事業を営む個人の当該事業に関する情報である本件申立部分は本号に該当しないと判断した。

以下、当審査会は、上記の認識に基づき判断することとし、本件申立部分の条例 第7条第2項第3号の該当性について検討する。

(4) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号アでは、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分の本号該当性については、何ら主張していないが、 当審査会は、調定金額については、これを公にすることにより、不動産貸付業 を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは 認められず、本号アには該当しないと判断した。また、当該部分は本号イにも 該当しないことは明らかである。したがって、当審査会は、本件申立文書に記 載されている情報のうち、調定金額については開示すべきであると判断した。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

《参考》

審査会の経過

年 月 日	審査の経過
平成 17 年 1 月 26 日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成 17 年 1 月 27 日 (第 55 回第一部会) 平成 17 年 1 月 28 日 (第 56 回第二部会)	・諮問の報告
平成 17 年 4 月 8 日 (第 292 回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年7月1日 (第5回第三部会)	• 審議
平成 17 年 8 月 19 日 (第 8 回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成17年9月2日 (第9回第三部会)	• 審議
平成 17 年 9 月 16 日 (第 10 回第三部会)	• 審議